

井田地区および成川・神内地区の2会場で実施

紀宝熊野道路の地元説明会を開催します

国土交通省紀勢国道事務所では、一般国道42号紀宝熊野道路の建設にあたり、今後、道路構造の詳細な設計をするために測量、地質などの立ち入り調査を行います。調査に先立ち、右表のとおり2会場で地元説明会を開催し、作業の内容やスケジュールなどについて説明を行いますので、新型コロナウイルス予防対策を実施のうえ、ご来場ください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合は防災無線にてお知らせします。

◆地元説明会会場

地区	日時	会場
井田	2月18日(木) 午後7時～	井田公民館
成川・神内	2月19日(金) 午後7時～	神内小学校体育館

▶詳しくは、国土交通省紀勢国道事務所紀勢線推進室（☎0597-89-2724）までお問い合わせください。

使用する薬を適切に管理、使用して

ポリファーマシー（多剤併用）を予防しましょう

多くの薬を服用することで、副作用などの有害な症状が起きることをポリファーマシー（多剤併用）といいます。適切な服薬は病気の悪化防止、健康の維持向上に必要です。薬の種類が多いことが必ずしも不適切なわけではありませんが、種類が増えるほど副作用が起こりやすくなるため、薬を適切に管理・使用する必要があります。

◆気になる症状があるときは

気になる症状があっても、勝手に薬を止めたり、

減らしたりすることはよくありません。必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。

◆お薬手帳は1冊にまとめましょう

お薬手帳は、同時に複数の医療機関や薬局を利用している場合でも、1冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を把握することで、薬の重複や飲み合わせなどを確認できます。

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

使用しなくなったチャイルドシートなど

子育て用品の登録にご協力ください

子育て支援センターでは、ご家庭で不要になった子育て用品を、希望する方に無償で提供する子育て用品のバンク制度を行っています。

使用しなくなったチャイルドシートやベビーカーなどをお持ちの方は、子育て支援センターまでご連絡ください。

登録する子育て用品は、チャイルドシート、ベビーカー、ベビーチェア、ベビーベッドに限

定します。また、使用可能なもの、安全なものに限ります。（チャイルドシートについては国の安全基準に適合しているものに限ります。）

▶詳しくは、子育て支援センター（☎32-4688）までお問い合わせください。

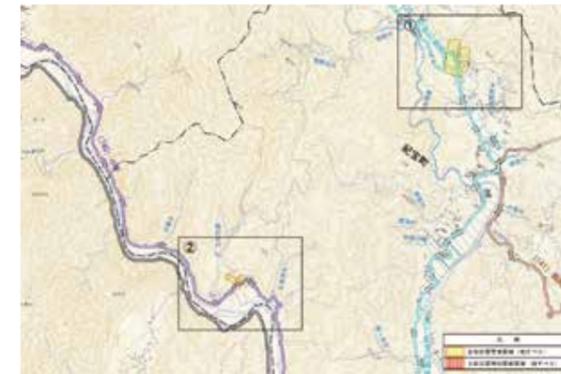


地すべりのおそれがある区域として

浅里・阪松原地区の2か所を土砂災害警戒区域に指定

県は、12月に浅里地区・阪松原地区の2か所を、地すべりを対象とした土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定しました。

なお、浅里地区、阪松原地区の土石流、急傾斜地の崩壊警戒区域については平成29年3月に指定されています。



警戒区域に指定された区域（県ホームページより）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

これは、土砂災害から人命を守るため、台風や豪雨災害などの際に、がけ崩れや土石流が発生し、被害を受けるおそれのある区域を明らかにすることで、早期に周知、避難ができる体制づくりや開発を制限するなどの対策を推進するものです。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された区域は、危険の周知や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された区域は、土砂災害が発生した場合に対応できるよう、建築物の構造が安全なものである必要がありますので、住宅の新築・増改築・宅地造成などを行うときには、建築確認申請などが必要となります。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の図面などは、県熊野建設事務所、紀宝町役場基盤整備課で閲覧できます。また下のQRコードからも確認できます。



県土砂災害警戒区域指定状況（県ホームページ）

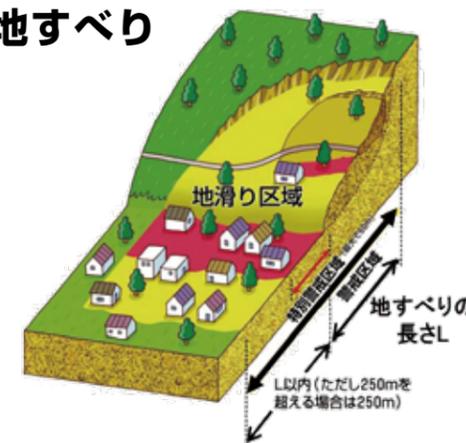


県土砂災害情報提供システム（県ホームページ）

▶詳しくは、県熊野建設事務所（☎0597-89-6141）、または役場基盤整備課（☎33-0357）までお問い合わせください。

このような場所が区域指定の対象となります

地すべり



土砂災害警戒区域

- ・地すべり地域（地すべりしている区域または、地すべりするおそれのある地域）
- ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（上限250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域